


# 農業者年金制度について

しっかり積み立て、がっちりサポート  
安心で豊かな老後を

## 農業者年金

国が支える。安心が大きくなる

 **担い手 積立年金**

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

広島県農業会議

龍尾 満 弘

# 平成22年度農業者年金加入推進目標

(10万人早期突破・新規加入者底上げ3力年計画の単年度目標)

平成22年7月2日

市町名	平成22年度加入推進目標	基幹的農業者数基準	認定農業者数基準	超過達成・未達成配分基準	加入実績配分基準	追加配分数	平成19~21年度新規加入者数	備考
	A+B+C+D+E	A	B	C	D	E		
広島市	3	1	1	0	1	0	9	重点農業委員会
呉市	2	1	1	0	0	0	1	
竹原市	1	0	0	0	0	1	0	
三原市	2	1	1	0	0	0	4	
尾道市	5	3	1	0	1	0	7	
福山市	2	1	1	0	0	0	2	
府中市	1	0	0	0	0	1	2	
三次市	3	2	1	0	0	0	4	重点農業委員会
庄原市	4	2	2	0	0	0	2	重点農業委員会
大竹市	1	0	0	0	0	1	1	
東広島市	3	1	1	0	1	0	7	
廿日市市	1	0	0	0	0	1	1	
安芸高田市	2	1	1	0	0	0	3	
江田島市	1	1	0	0	0	0	0	
府中町	0	0	0	0	0	0	—	
海田町	0	0	0	0	0	0	—	
熊野町	1	0	0	0	0	1	0	
坂町	0	0	0	0	0	0	—	
安芸太田町	1	0	0	0	0	1	1	
北広島町	2	1	1	0	0	0	0	
大崎上島町	1	0	0	0	0	1	1	
世羅町	2	1	1	0	0	0	4	
神石高原町	2	1	1	0	0	0	0	
広島県の計	40	17	13	0	3	7	49	3農業委員会

## 平成19～21年度農業者年金加入実績及び加入推進目標

平成22年7月2日

市町名	20～49歳 までの基幹 的農業従事 者数	平成18年 度までの 累計加入 者数	$B/A \times 100$ H18年度加 入比率	平成19～2 1年度加入 推進目標	H19年度 新規加入 者数	H20年度 新規加入 者数	H21年度 新規加入 者数	H19～21 年度の新規 加入者数 C+D+E	$(B+F)/A \times 100$ H19～21年 度の加入比率	平成21 年度加入 推進 目標
	A	B		C+D+H21目標	C	D	E	F		
広島市	144	15	10.4	12	2	6	1	9	16.7	4
呉市	121	12	9.9	4			1	1	10.7	4
竹原市	27	5	18.5	1				0	18.5	1
三原市	105	31	29.5	6	1	2	1	4	33.3	3
尾道市	230	62	27.0	10	2	4	1	7	30.0	4
福山市	123	16	13.0	6	1	1		2	14.6	4
府中市	38	17	44.7	3	2			2	50.0	1
三次市	163	52	31.9	6		2	2	4	34.4	4
庄原市	249	83	33.3	6	2			2	34.1	4
大竹市	2	0	0.0	1	1			1	50.0	
東広島市	158	14	8.9	10	3	3	1	7	13.3	4
廿日市市	38	11	28.9	2	1			1	31.6	1
安芸高田市	92	22	23.9	6	2	1		3	27.2	3
江田島市	53	2	3.8	3				0	3.8	3
府中町	0	0		0				0		
海田町	2	0	0.0	0				0		
熊野町	6	1	16.7	0				0	16.7	
坂町	0	0		0				0		
安芸太田町	11	5	45.5	2		1		1	54.5	1
北広島町	114	45	39.5	3				0	39.5	3
大崎上島町	28	11	39.3	2	1			1	42.9	1
世羅町	72	20	27.8	7	3	1		4	33.3	3
神石高原町	68	29	42.6	1				0	42.6	1
広島県の計	1,844	453	24.6	91	21	21	7	49	27.2	49

(注1)平成19～21年度加入推進目標は、平成19～20年度の加入実績と平成21年度目標の合計数

## 10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画

平成22年4月1日

### 1. 趣 旨

平成19年度から21年度までを計画期間として取り組んだ「農業者年金加入者10万人早期達成3カ年計画」（以下「前3カ年計画」という。）は、10万人という全国目標と都道府県別目標を掲げることにより、加入推進の取組み機運を高める大きな役割を果たした。また、実際の新規加入者も大幅に増加し、6道県が目標を達成するという成果を上げることが出来た。

しかしながら、平成21年度末の加入者累計は95,565人と、10万人の目標には届かず、また、都道府県間の進捗率の格差が大きいという問題も残った。

現行の農業者年金制度は、任意加入制ではあるが、農業者の老後の生活の安定・福祉の向上を図るという重要性に鑑みれば、最終的には加入資格者の全員加入を目指して持続的に取り組むべきものである。また、その中で、前3カ年計画の加入者10万人目標は最終目標に向けての通過点であるが、期限を明確にして関係機関・団体が一体となって取り組んできた重いものであることから、早期に突破する必要がある。

このようなことから、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会及び全国農業者年金連絡協議会の四者は、前3カ年計画の実績よりもう一段高い水準の新規加入の実現を目指すとともに、その取組みの中で加入者10万人の早期突破を図ることを目的とする新たな3カ年計画を策定し、その実現に関係機関・団体が一丸となって取り組むことを申し合わせた。この申し合わせに基づき、「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」（以下「新3カ年計画」という。）を策定した。

### 2. 計画期間

計画期間は、平成22年度から24年度までの3カ年。

（注）現行の中期目標・中期計画の期間は、平成20年度から24年度。

### 3. 新規加入者の全国目標値

新規加入者の全国目標値は、前3カ年計画の実績の概ね5割増しの年間6,000人（3カ年合計で18,000人）。

### 4. 都道府県別及び市町村別の新規加入者目標値

都道府県別の新規加入者の年間目標値は、全国の目標値6,000人を、別添の基幹的農業従事者数及び認定農業者数、前3カ年計画の達成状況等を勘案する考え方により配分した別紙の人数。

また、市町村別の新規加入者の年間目標値は、各都道府県の目標値を都道府県段階の業務受託機関が実情を踏まえて配分した人数。

〔別 紙〕

## 新3力年計画の都道府県別新規加入者目標値

都道府県名	新3力年計画単年度目標値	(参 考) 新3力年計画3力年目標値
北海道	489	1,467
青森	274	822
岩手	164	492
宮城	161	483
秋田	185	555
山形	179	537
福島	206	618
茨城	284	852
栃木	194	582
群馬	159	477
埼玉	182	546
千葉	267	801
東京	44	132
神奈川	91	273
新潟	164	492
富山	20	60
石川	29	87
福井	18	54
山梨	57	171
長野	134	402
岐阜	54	162
静岡	208	624
愛知	225	675
三重	51	153
滋賀	26	78
京都	41	123
大阪	33	99
兵庫	72	216
奈良	34	102
和歌山	144	432
鳥取	38	114
島根	31	93
岡山	59	177
広島	36	108
山口	28	84
徳島	78	234
香川	40	120
愛媛	108	324
高知	110	330
福岡	207	621
佐賀	112	336
長崎	112	336
熊本	311	933
大分	88	264
宮崎	193	579
鹿児島	186	558
沖縄	74	222
合計	6,000	18,000

## 平成22年度における農業者年金加入推進の取組方針 —「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」の推進—

### I. 情勢

- (1) 平成19年度から21年度までを計画期間として取り組んだ「農業者年金加入者10万人早期達成3カ年計画」（以下「前3カ年計画」という。）は、10万人という全国目標と都道府県別目標を掲げることにより、加入推進の取組み機運を高める大きな役割を果たした。実際の新規加入者も大幅に増加し、6道県が目標を達成するという成果を上げることができた。
- (2) しかしながら、計画期間が終了した21年度末の新規加入者累計は95,560人（暫定）と10万人の目標には届かず、また、都道府県間の進捗率の格差が大きいという問題も残った。
- (3) 一方、現行の農業者年金制度は、任意加入制ではあるが、農業者の老後生活の安定・福祉の向上を図るという重要性に鑑みれば、最終的には加入資格のある農業者の全員加入を目指して持続的に取り組むべきものである。
- (4) また、前3カ年計画の加入者10万人目標は、最終目標に向けての通過点であるが、期限を明確にした上で全国・都道府県別数値目標を掲げ、関係機関・団体が一体となって取り組んできた重いものであるため、早期に突破する必要がある。
- (5) このようなことから、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）、全国農業会議所、全国農業協同組合中央会及び全国農業者年金連絡協議会の四者は、新たに平成22年度から24年度までを計画期間とし、前3カ年計画期間中の年度平均加入実績の概ね5割増しの6,000人を各年度の加入目標とするとともに、その取組みの中で加入者10万人の早期突破を図ることを内容とする「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」（以下「新3カ年計画」という。）を策定し、一丸となって取り組むことを申し合わせた。

### II. 平成22年度の基本方針

- (1) 平成22年度は、新3カ年計画の初年度であり、新3カ年計画の実現を図っていく上で弾みをつける重要な年である。このような観点から、まず、各都道府県別の目標を基に実情を踏まえて市町村別（農業協同組合別）の目標を設定するとともに、前3カ年計画の取組内容・結果を分析・総括した上で戸別訪問が効果的に徹底して行われるようにする等、目標達成に向けて取組みを見直し・強化する。
- (2) 加入資格者全員に現行制度の内容の周知を図っていく観点から、加入対象者名簿の整備を徹底する。その上で、メリハリの効いた効率的・効果的な制度普及・加入

推進活動に取り組む観点から、まず認定農業者や家族経営協定締結者、農業の重要な担い手であるにもかかわらず加入率の低い女性農業者等に対して特に積極的に働きかけを行い、さらに幅広くその他の加入資格者にも働きかけていく。

- (3) こうした取組みを実効あるものとするため、業務受託機関の自主性と積極性を活かした効果的な活動を展開する「平成22年度加入推進特別対策」（以下「特別対策」という。）を実施する。
- (4) これらの取組みを進める中で、前3カ年計画の加入者10万人目標は、本年度の可能な限り早い段階で突破し、前3カ年計画の都道府県別目標を達成していない都道府県は、それぞれの目標突破に取り組む。

### Ⅲ. 各段階における取組み

#### 1. 地域別数値目標の設定

新3カ年計画の実現に向けて、各都道府県の農業会議及び農業協同組合中央会（以下「都道府県段階の業務受託機関」という。）は、連携して、各都道府県の目標を踏まえた地域（市町村・農業協同組合）別目標を、管内の農業委員会及び農業協同組合（以下「市町村段階の業務受託機関」という。）との調整を経て設定し、別途示す方法により、平成22年4月30日までに基金に報告する。

#### 2. 前3カ年計画の取組内容・結果の分析・総括

新3カ年計画における取組みの見直し・強化に役立てるため、都道府県段階の業務受託機関は、前3カ年計画の取組内容・結果を分析・総括し、その内容を平成22年4月30日までに基金に報告（様式例1参照）する。

#### 3. 各段階における具体的な取組み

##### (1) 市町村段階の業務受託機関の取組み

##### ア. 「平成22年度加入推進活動計画」の策定、実施

市町村段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下記の内容を盛り込んだ「平成22年度加入推進活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定し、同計画を確実に実施する。

- ① 本年度の加入目標及び加入の働きかけを行う目標人数
- ② 農業委員、農業委員会事務局職員、JA役職員、農業者年金加入者・受給者組織（以下「年金協議会」という。）役員等による地区別加入推進班の見直し整備（女性農業委員については特に積極的に登用する。）
- ③ 加入対象者名簿の更新・整備の徹底
- ④ 加入推進強化月間の設定
- ⑤ 地区別加入推進班による戸別訪問の実施

- ⑥ 農業委員、JA役員、年金協議会役員等を対象とする研修会の開催
- ⑦ 認定農業者の会合、家族経営協定の締結・更新時等を活用した認定農業者、経営に参画する家族経営協定者等への加入の働きかけ
- ⑧ 農業者の会合、JAの青年部及び女性部、簿記講習会等を活用した加入の働きかけ
- ⑨ 市町村の広報誌、JAだよりその他関係機関・団体が発行している広報媒体によるPR

イ。「対策会議」による活動計画の進捗状況の管理・検証等

農業委員会、JA、年金協議会等関係機関による「対策会議」を開催し、活動計画の検討、四半期ごとの活動計画の進捗状況の管理・検証、農業委員会総会及びJA役員会での報告を行う。

ウ。加入推進部長による加入推進活動への助言・指導等

特別対策に基づき、地区別加入推進班のリーダーとして設置される加入推進部長は、活動計画の策定に当たっての助言・協力を行うとともに、担当地区内における、①加入推進対象者の把握と絞り込み、②認定農業者や女性農業者の参加する各種会合での働きかけ、③地区別加入推進班による戸別訪問の実施等について、指導的な活動を行うものとする。

(2) 都道府県段階の業務受託機関の取組み

ア。「平成22年度加入推進活動計画」の策定、実施

都道府県段階の業務受託機関は、相互に連携を図りつつ、それぞれが下記の内容を盛り込んだ「平成22年度加入推進活動計画」を策定し、当該計画を確実に実施する。

- ① 市町村段階の業務受託機関に対し「平成22年度農業者年金の加入推進の取組方針」等の趣旨の徹底、進捗状況の点検等のための「担当者会議」の開催
- ② 市町村段階の業務受託機関の新任担当者等を対象とする研修会の開催
- ③ 市町村段階の業務受託機関の取組の点検・助言、巡回指導その他要請活動
- ④ 加入推進部長、農業委員、認定農業者、家族経営協定締結者等を対象とする研修会の開催
- ⑤ 各種広報媒体を活用したPR
- ⑥ 都道府県段階の関係機関・団体に対する協力要請及び周知の活動

イ。特別対策の計画策定と実施

都道府県段階の業務受託機関は、相互に連携を図り、特別対策の計画を策定し、当該計画を確実に実施する。



ウ. 顕著な加入推進活動を行っている市町村段階の業務受託機関の推薦

都道府県段階の業務受託機関は、顕著な加入推進活動を行っている市町村段階の業務受託機関を選定し、基金が当該業務受託機関を顕彰するための推薦を行う。

エ. ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関による情報提供、取りまとめ等

ブロック代表となった都道府県段階の業務受託機関は、加入推進活動が円滑に実施されるよう、ブロック内の他の業務受託機関に対する情報提供、ブロックとしての対応策の取りまとめ、加入推進に関する「対策会議」を開催する。

(3) 全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会

ア. 各系統組織が主体的に加入推進活動を実施するための支援・協力

全国農業会議所及び全国農業協同組合中央会（以下「全国段階の業務受託機関」という。）は、相互に、かつ、全国農業者年金連絡協議会及び基金と連携を図り、各系統組織が主体的に加入推進活動を実施するための支援・協力を行う。

イ. 特別対策の計画策定と実施

(4) 基金

ア. 業務受託機関が実施する加入推進活動に対する支援・協力等

基金は、全国段階の業務受託機関及び全国農業者年金連絡協議会と連携を図り、業務受託機関が実施する加入推進活動に対し支援・協力するとともに、全国段階の業務受託機関と適宜情報交換を行い、必要に応じ、新たに講じるべき対策等について検討し対応する。

イ. 農林水産省、都道府県等への制度の普及定着の協力要請、各種大会での説明等

基金は、農林水産省（地方農政局）、都道府県、関係機関に対し、制度の普及に向けた協力要請を行うとともに、認定農業者や女性農業者の大会、JAの青年部・女性部等の大会・研修会等の場を活用し役員等による制度内容の説明を行う。

ウ. 特別対策の実施

基金は、特別対策を実施するための経費を負担し、都道府県段階の業務受託機関と共催する「特別研修」を実施する。また、全国段階の業務受託機関及び都道府県段階の業務受託機関が実施する当該特別対策に対する支援・協力を行う。

- エ. 都道府県段階の業務受託機関や市町村段階の業務受託機関が実施する各種研修会等への役職員の派遣
- オ. 顕著な加入推進活動を行っている市町村段階の業務受託機関の顕彰及び優良事例としての周知
- カ. 制度普及・加入推進に必要な資材の作成・配布
- キ. 加入推進活動等を効率的・効果的に実施するための会議・研修会の開催
  - ① 都道府県段階の業務受託機関を対象とする「農業者年金業務担当者及び総合指導員会議」を開催し、「平成22年度農業者年金の加入推進の取組方針」の周知・徹底、意見交換を行う。
  - ② 都道府県段階の業務受託機関の新任の担当者及び総合指導員を対象とする「新任研修会」を開催する。
  - ③ 全国6ブロックにおいて、都道府県段階の業務受託機関の担当者等が参加する「ブロック会議」を秋に開催し、上半期における加入推進活動に関する意見交換、下半期において取り組むべき対策等について協議する。
  - ④ ブロック代表の都道府県段階の業務受託機関の役職員で構成する「農業者年金基金業務連絡協議会（委員会・幹事会）」を適宜開催し、次年度に講ずべき対策その他必要な事項について、意見の交換・集約を行う。

#### 4. 加入推進活動の報告・点検等

##### (1) 市町村段階の業務受託機関

###### ① 「加入対象者名簿」の整備の徹底と登載者数の報告

市町村段階の業務受託機関は、最新の情報に基づき、「加入対象者名簿」（様式例2参照）の整備を徹底して行い、当該名簿の登載者数を「加入対象者名簿登載者数報告書」（様式例3参照）により平成23年3月末までに都道府県段階の業務受託機関に報告する。

###### ② 市町村段階の業務受託機関における加入推進記録簿の整理

市町村段階の業務受託機関は、今後の加入推進につなげるため、加入の有無にかかわらず、実施した戸別訪問等の加入推進活動結果を「加入推進記録簿」（様式例4参照）に整理する。

##### (2) 都道府県段階の業務受託機関

都道府県段階の業務受託機関は、(1)－①による市町村段階の業務受託機関からの報告に基づき、「加入対象者名簿登載者数報告書取りまとめ表」（様式例5参照）を作成し、平成23年4月15日までに基金に報告する。

(様式例2: 加入対象者名簿)

市町村コード (JAコード)		市町村名 (JA名)		市町村 (住所)		旧年金 加入状況	認定農業者 の有無	青色申告 の有無	家族経営協定 の有無
番号	氏名	性別	〒	都道府県	生年月日				
0001									
0002									
0003									
0004									
0005									
0006									
0007									
0008									
0009									
0010									
0011									
0012									
0013									
0014									
0015									
0016									
0017									
0018									
0019									
0020									
0021									
0022									

(注) 1 性別欄には、加入対象者が男性の場合は1、女性の場合は2を記入する。  
 2 加入対象者が、「旧年金加入状況」、「認定農業者の有無」、「青色申告者の有無」及び「家族経営協定の有無」について、該当がある場合には1を、該当がない場合には0を、それぞれの欄に記入する。その際、複数の項目に該当する場合には該当するすべての欄に1を、いずれの項目にも該当しない場合には0を記入する(本表の対象はすべての加入対象者であり、いずれの項目にも該当しない者もいることに注意すること。)

(様式例3:加入対象者名簿掲載者数報告書)

市町村(JA)名		市町村(JA)コード	
----------	--	------------	--

(単位:人)

「加入対象者名簿」 掲載者数	旧年金加入者数	認定農業者数	青色申告者数	家族経営協定 締結者数

(注)「旧年金加入」、「認定農業者」、「青色申告者」及び「家族経営協定締結者」の欄には、加入対象者名簿(様式例1)のそれぞれの欄の合計値を記入する。

なお、「加入対象者名簿」に掲載されている者は、「旧年金加入」、「認定農業者」、「青色申告者」及び「家族経営協定締結者」のうち複数の項目に該当する場合またはいずれにも該当しない場合があるので、「加入対象者名簿」掲載者数と、「旧年金加入」、「認定農業者」、「青色申告者」及び「家族経営協定締結者」の合計人数とは必ずしも一致しない。

(様式例 4)

平成 22 年度 農業者年金加入推進記録簿

農業委員会名 (又は J A 名)

基礎年金番号														
ふりがな				生年月日	昭和	年	月	日	( )	歳				
氏名	男・女													
住所	〒			電話 ( )										
年月日	方法		次回の対応について											
(第 1 回目)	1 訪問	2 電話												
年月日	3 窓口	4 その他												
(第 2 回目)	1 訪問	2 電話												
年月日	3 窓口	4 その他												
(第 3 回目)	1 訪問	2 電話												
年月日	3 窓口	4 その他												
<table border="1"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">I 通常加入要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業従事日数が 60 日以上である (該当・非該当)</li> <li>・ 60 歳未満である (該当・非該当)</li> <li>・ 国民年金免除者でない (該当・非該当)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">II 政策支援加入要件</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料納付済期間等が 20 年以上見込める (該当・非該当)</li> <li>・ 農業所得が 900 万円以下 (該当・非該当)</li> </ul> </td> </tr> </table>											I 通常加入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業従事日数が 60 日以上である (該当・非該当)</li> <li>・ 60 歳未満である (該当・非該当)</li> <li>・ 国民年金免除者でない (該当・非該当)</li> </ul>	II 政策支援加入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料納付済期間等が 20 年以上見込める (該当・非該当)</li> <li>・ 農業所得が 900 万円以下 (該当・非該当)</li> </ul>
I 通常加入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業従事日数が 60 日以上である (該当・非該当)</li> <li>・ 60 歳未満である (該当・非該当)</li> <li>・ 国民年金免除者でない (該当・非該当)</li> </ul>													
II 政策支援加入要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料納付済期間等が 20 年以上見込める (該当・非該当)</li> <li>・ 農業所得が 900 万円以下 (該当・非該当)</li> </ul>													
<table border="1"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">III 政策支援加入区分の該当内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定農業者で青色申告者</li> <li>② 認定就農者で青色申告者</li> <li>③ ①及び②の配偶者又は後継者で家族経営協定の締結者</li> <li>④ 認定農業者又は青色申告者のいずれかに該当しており、3 年以内に①になる者</li> <li>⑤ 35 歳までに①になる後継者</li> </ul> </td> </tr> </table>											III 政策支援加入区分の該当内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定農業者で青色申告者</li> <li>② 認定就農者で青色申告者</li> <li>③ ①及び②の配偶者又は後継者で家族経営協定の締結者</li> <li>④ 認定農業者又は青色申告者のいずれかに該当しており、3 年以内に①になる者</li> <li>⑤ 35 歳までに①になる後継者</li> </ul>		
III 政策支援加入区分の該当内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定農業者で青色申告者</li> <li>② 認定就農者で青色申告者</li> <li>③ ①及び②の配偶者又は後継者で家族経営協定の締結者</li> <li>④ 認定農業者又は青色申告者のいずれかに該当しており、3 年以内に①になる者</li> <li>⑤ 35 歳までに①になる後継者</li> </ul>													
推進結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 加入する</li> <li>2 加入する予定であるが、もう少し検討したい</li> <li>3 加入の意思がない (①他産業に勤める予定、②農業者年金の将来が不安、③保険料負担が困難、④近い将来農業をやめる、⑤民間の年金等に加入している、⑥後継者がいない、⑦農業の将来が不安、⑧その他)</li> </ul>													

(注) この「農業者年金加入推進記録簿」は個人情報となりますので、その取扱については市町村の個人情報保護条例等に則して適正に管理されるようお願いいたします。